

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 全員協議会室
			担当職員 佐藤
日 時	令和3年9月24日(金曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 2 時 14 分
出席委員	◎赤坂、○奥野、田中、小川、藤本、木曾、菱田		
出席理事者	【産業観光部】由良部長 [商工観光課]三宅課長、橋本主幹		
出席事務局	山内事務局長、佐藤主任		
傍聴者	市民0名	報道関係者0名	議員0名

会 議 の 概 要

13 : 30

1 開議（赤坂委員長あいさつ）

[事務局主任より日程説明]

[産業観光部入室]

2 所管分付託議案再々審査（説明～質疑）

（１）第9号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の制定について

[商工観光課長 説明]

<商工観光課長>

川の駅・亀岡水辺公園の使用貸借契約について説明する。建物については、京都府から亀岡市への無償貸付けとなり、契約書に基づき借り受けている。貸借期間は、令和2年8月13日から令和4年3月31日までとし、使途は桂川舟運の歴史を学び、河川活用によるスポーツ等を体験するための施設として、文化及びスポーツの振興を図るためとなっている。また、第5条からは、災害保険として建物共済の負担や権利譲渡等の禁止を明記している。以降は、一般的な使用貸借契約の条項となっている。

また、施設の修繕については、これまでの京都府との協議の中で、施設の小規模修繕については、亀岡市で対応することとして、大規模な修繕が必要になる場合は、京都府も負担することで調整している。当該施設の多様な利用については、地元自治会である千代川町や馬路町、保津川の河川利用に精通した保津川遊船企業組合やラフティング協議会、保津川漁業協同組合など各種団体や京都府に参加いただく中で、河川を活用した施設の可能性について検討・協議を進めてきた。このたびの条例案に掲げている施設の目的や展示の方針、指定管理者制度への移行についても京都府と情報共有する中で進めており、本市の施設運用方針に沿った形で、今後においても協力いただくことで調整できている。現在、指定管理期間と合わせた形で、使用

貸借契約期間の更新準備を進めている。

建物以外の土地の区域については、京都府南丹土木事務所から河川包括占用許可を受け、8,907平方メートルを占有している。当該区域の一体的な活用についても、京都府南丹土木事務所と調整しており、占有期間が、令和4年3月31日までとなっているため、建物の使用貸借期間と同様に、指定管理期間と合わせて、占有期間の更新を調整している。

指定管理者制度の移行に係るスケジュールについては、令和4年度からの指定管理者制度に向けて手続きを進めている。指定管理者の選定については、亀岡市で設置している指定管理者選定委員会に諮ることとされており、令和4年度からの指定管理者制度移行に向け、今9月議会で条例案を提案している保津川水辺公園とともに、指定管理者選定委員会による選定を12月に予定している。12月の選定に向け、10月から11月までの間に指定管理者の募集を予定している。12月の選定委員会を経て、市議会等で指定管理者の承認と債務負担に係る採決を審議いただきたいと考えているので、その際はよろしくお願いしたい。なお、予定している指定管理者の仕様概要については、指定管理期間として、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間であり、新設の施設であるので、事業として軌道に乗せていくために一定の期間を予定しており、事業者の計画的な施設運営につなげていきたいと考えている。指定管理者が行う業務の範囲としては、川の駅施設管理に関する業務や使用許可、利用料金の徴収等に関する業務、施設運営に関する業務、川の駅を活用して実施する事業、その他業務としている。舟運展示の説明業務や水辺アクティビティ体験、環境学習・体験学習を含め各種事業の実施を定め、施設の活性化及び施設運営に資する事業収入の確保につなげていきたいと考える。

経理に関する事項については、積極的な自主事業の実施による収益の確保と民間のノウハウによる効率的な施設管理・運営による経費削減により、指定管理料を圧縮し、年間の指定管理料については、500万円を上限とすることを予定している。また、指定管理者と管理・運営・経費等の細目を定めた協定を締結し、その中にはリスク配分を明確にする中で、公正な契約関係を築き指定管理を行っていききたいと考えている。

13:40

【質疑】

<田中委員>

指定管理期間を4年間とするのであれば、使用貸借期間も双方から申入れがなければ、引き続き継続していくとしてはどうか。

<商工観光課長>

今後は、使用貸借契約についても、指定管理期間と合わせて4年間に統一していきたいと考えている。

<田中委員>

京都府は契約期間の変更に応じるということか。

<商工観光課長>

そのとおりである。

<木曾委員>

修繕の義務について、問題があれば全て亀岡市で負担するとなっているが、経年劣化で傷んでくることがあっても全て亀岡市の負担になるのか。

<商工観光課長>

簡易なものについては、亀岡市で対応する。経年劣化による修繕については、京都府とその都度協議していく。

<木曾委員>

施設の利用者によって、破損した場合はどうなるのか。

<商工観光課長>

事象の瑕疵がどこにあるかで対応は変わってくると考えるが、京都府や指定管理者とその都度協議していく。

<赤坂委員長>

ある程度決めておいたほうがよいと考えるがどうか。

<産業観光部長>

具体的に、これから指定管理者を決定していく中で、京都府や指定管理者と協議して細かく精査していきたいと思う。

<赤坂委員長>

これは、来年の4月1日までに決めておかなければならないことである。

<産業観光部長>

承知した。

<木曾委員>

我々は、今まで無償譲渡であると理解していたので、しっかり我々が理解できるように説明いただきたい。来年の4月1日までにいろいろな整理をしていかなければならないと思うがどうか。

<商工観光課長>

いただいた御意見を踏まえて、指定管理者や京都府、亀岡市のそれぞれの責任を明確にして、整理した上で安心して使っていただける施設として整えていきたいと思う。

<小川委員>

共済基金分担金は幾らなのか。

<商工観光課長>

年間40,000円弱ぐらいである。

<小川委員>

指定管理者が行う業務の観光案内等各種問い合わせへの対応について、とても大事な業務であるので、指定管理者としっかりと連携を取っていただきたいと思うがどうか。

<商工観光課長>

観光情報の発信を踏まえ整備を進めて行く。河川アクティビティなど危険を伴う部分もあるので、十分指定管理者と調整していく。

<小川委員>

駐車場の問題や駅からの動線も踏まえて、検討をよろしくお願いします。

<田中委員>

指定管理料の上限500万円の内訳は。

<商工観光課長>

人件費や施設管理費、施設運営費、事業費などの歳出を積算すると、1,200万円ほどになると想定している。効果的な運営ということで、事業収益も上げていただきたという中で、概算にはなるが、利用料収入と事業収入を積算して、あと500万円足りないという計算になったため、指定管理料を上限500万円と設定している。

<藤本委員>

毎年指定管理者から事業報告や収支報告が出てくると思うが、議会にも報告いただけるか。

<商工観光課長>

毎年報告する。

<木曾委員>

指定管理者に対して、赤字が出れば補填するのか。

<商工観光課長>

指定管理者を募集する際には、事業計画を立てていただくので、赤字になれば指定管理者が負担することになる。コロナ等による場合は、協議していく必要があると考えるが、基本的には指定管理者の負担である。

<木曾委員>

もう一度確認するが、今言ったことは間違いなのか。予算が絡んでくるので、その話と違うことになる、そもそもの条例を認めることはできない。

<産業観光部長>

原則、500万円を上限に予算を上げていく。これから、指定管理者を募集する際にも、しっかりとその辺りの状況を説明していく。

<木曾委員>

以前、船を通す航路を造ると聞いていたが、いつできるのか。また、もし航路が破損すれば、指定管理者が補修工事をするのか。

<商工観光課長>

航路については、それなりの費用や労力がかかるので、京都府と十分協議していきたいと思う。補修工事については、500万円の指定管理料でそこまでしていただくのは厳しいと考えるが、簡易なものについてはしていただけると考える。

<木曾委員>

今、保津川遊船企業組合も自前で航路を造っておられるので、指定管理者では立場が違ってくると思うが、事業者が責任をもってやっていかなければ、行政が逐一関わっていくとなると大変なことになる。その辺りについて、来年の4月までにもう少し協議を進めてもらいたい。ずるずると亀岡市の負担を増やしていくようなことは止めていただきたいと思う。2年ほどたてば500万円の指定管理料が、1,000万円になっていたということでは駄目である。

<赤坂委員長>

4月までに細かい契約書をしっかり作って、見せていただきたい。

<藤本委員>

歳出の概算として記載されている施設修繕とは、どの範囲までのことなのか。

<商工観光課長>

大規模なものについては、京都府と協議していくが、簡易なものについては、指定管理者でしていただこうと考えている。

<藤本委員>

指定管理でやってみて、採算が合わなければ施設を京都府に返すこともあるのか。

<産業観光部長>

今のところは、市長はそのような考えは持っておられないので、亀岡市としては、施設が有効に活用できるように努力していくということで御理解いただきたい。

<赤坂委員長>

京都府としても返してほしくないと思うので、指定管理者を決定するにあたっては、

最初が肝心なので、しっかりと話して、よいスタートが切れるようにしてあげてほしい。

14 : 10

[産業観光部退室]

3 討論～採決

[討論なし]

[採決]

- ・第9号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の制定について

可決・全員

[指摘要望事項等]

<赤坂委員長>

しっかりと進捗状況等を報告していただきたいということは入りたいと思う。文言は正副委員長に一任願う。

(全員了)

4 その他

(1) 議会だよりの掲載内容について

<赤坂委員長>

議論が多く出た「第9号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の制定について」としてよいか。

(全員了)

<赤坂委員長>

次回は9月28日(火)、追加議案の審査等をお願いする。

散会 ～14 : 14